

### 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム Japan Exchange and Teaching Program)

地方公共団体が、外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流を推進することを目的として、外国青年を外国語指導助手、国際交流員、又はスポーツ国際交流員として招致する事業。受入主体は地方公共団体であるが、総務省、外務省、文部科学省、(一財)自治体国際化協会が募集、選考、配置、活用支援などを担っている。経費は全額地方公共団体が負担するが、普通地方交付税措置がある。本県(県及び市町村)では、平成28年度(平成27年8月～平成28年7月)に国際交流員7名、外国語指導助手133名の計140名を招致した。

### 青年海外協力隊(JOCV or JV)

青年海外協力隊事業は、開発途上にある国々へ、技術・技能等を持った日本の青年ボランティアを派遣し、その国づくりに協力することを目的として昭和40年に発足した政府事業で、事業発足以来、参加した隊員数は42,105名に上っている(平成28年12月末時点)。応募資格は満20歳から39歳までの日本国籍を持つ心身ともに健康な者。派遣職種は計画行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保険・医療、社会福祉分野の約200種。派遣国はアジア、アフリカ、中南米、大洋州、中東の約70か国(国により要請職種が異なる)。派遣前に訓練所(福島県二本松、長野県駒ヶ根のいずれか)に入所し、合宿制により、協力隊の目的、受入国の事情、語学等の訓練を70日間受ける。派遣期間は原則として2年(単身赴任)。現地生活費、住居又は住居費が提供され、また、国内積立金として、教員などの現職のまま参加する隊員を除き、帰国後の生活再構築資金として帰国時一括支給される。有給休職措置で協力隊に参加する者の勤務先に対し、直接人件費は8割上限、間接人件費は一定の限度を設けて補填する制度がある。募集時期は春期と秋期の年2回。

### シニア海外ボランティア(SV)

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国からの技術援助の要請に応えるとともに、中高年の方々の、途上国の発展のために貢献したいという強い希望を実現させるために制度化された。応募資格は満40歳以上69歳以下。派遣職種は計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉、渉外促進、日本語教育の11分野。派遣国はアジア、アフリカ、中南米、大洋州、中東の約60か国。派遣期間は1年ないし2年間。募集時期は春期と秋期の年2回。

### 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア短期派遣

平成17年度春募集より設置された制度。JICAボランティアの派遣期間はおおむね2年であるが、短期派遣制度を設定することにより募集の門戸を広げ、より柔軟かつ効果的にボランティア人員を派遣することが設置のねらい。応募資格、派遣職種、派遣国とも長期ボランティアと同様であるが、応募は職種ではなく案件に対して行うこととなる。案件はJICAボランティア経験者が応募できる長期ボランティアの中継ぎ・活動環境の確認整備と、未経験者でも応募可能な長期ボランティアの補完支援活動の2タイプである。

### 日系社会青年ボランティア(日系JV)

中南米地域における日系社会を対象に、その一層の発展を支援するために、優秀な技術とボランティア精神に満ちあふれた日本青年(満20歳以上39歳以下)を派遣する制度。派遣期間は2年間。派遣国は中南米の約5か国。派遣職種は日本語学校教師、野球、その他。募集時期は春期と秋期の年2回。

### 日系社会シニアボランティア(日系SV)

中南米地域における日系社会を対象に、その一層の発展を支援するために、優秀な技術とボランティア精神に満ちあふれた日本の中高年(満40歳以上69歳以下)を派遣する制度。派遣期間は2年間、派遣国は中南米の約5か国。派遣職種は、日本語教育、保健、福祉、その他。募集時期は春期と秋期の年2回。

## 海外技術研修員受入事業

開発途上国の経済・社会開発に必要な人づくりに協力し、我が国との友好親善を深めることを目的として、これらの国々から中堅技術者を招へいし、県内の企業、試験研究機関等の協力の下で、必要とする技術、知識の習得のための研修を行うもの。研修期間は原則として6か月間である。本県では昭和50年度から受入れを開始し、アジア、アフリカ、中南米等の開発途上国の研修員をこれまで213名受け入れた。(平成21年度以降は休止。)

## 自治体職員協力交流研修事業

外国自治体の職員を研修員として6～12か月間受け入れ、日本の地方団体のノウハウ、技術などを修得させ、派遣国の自治行政の発展を図るもの。平成8年度から自治省主導で開始された。受入経費は、全額受入団体の負担だが、都道府県は普通地方交付税により、政令指定都市、市町村は特別地方交付税により措置される。

## 福島県費負担中南米国留学生受入事業

中南米国に移住した福島県出身者の子弟のうちから優秀な人物を留学生として県内の大学等に受け入れ、帰国後は移住国の経済、教育の振興に貢献させ、国際親善と文化の交流に寄与するもの。昭和40年度から開始された。対象国は中南米国である。留学生は県内の大学、短大等で1年間学ぶ。経費は県費で賄われる。これまで延べ198名を受け入れている。(平成23年度～平成25年度は東日本大震災により休止。)

## 福島県中南米国移住者子弟研修受入事業

中南米国在住の福島県出身者の子弟青年を本県に受け入れ、県内での研修や交流を通じて、移住の歴史に学ぶとともに両国の相互理解を深めることにより、県人会活動の中核を担い、将来にわたる関係国の親善・発展に寄与する人材を育成することを目的に実施。平成18年度より今年度まで70名を受け入れている。(平成23年度～24年度は東日本大震災により休止。)

## 福島県北米移住者子弟研修受入事業

北米在住の福島県出身者の子弟青年を本県に受け入れ、県内での研修や交流を通じて、移住の歴史に学ぶとともに両国の相互理解を深めることにより、県人会活動の中核を担い、将来にわたる関係国の親善・発展に寄与する人材を育成することを目的に実施。平成21年度より今年度まで36名を受け入れている。(平成23年度～24年度は東日本大震災により休止。)

## 福島特例通訳案内士制度

福島復興再生特別措置法において、福島県内に限り、特例として認められた資格で、研修を終了し、口述試験に合格し、かつ県へ登録を行った者は、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて案内を行うことができる。

- \* 平成29年3月10日に「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」が閣議決定し、有資格者以外による業務従事を禁ずる「業務独占」規制が廃止され、誰もが通訳ガイド業務に従事できるとしたうえで、有資格者以外がこの資格名称を使用することを禁じる「名称独占」のみ存続することとなり、福島復興再生特別措置法に定める福島特例通訳案内士制度もこの改正内容に準拠する見通しとなっている。

### 在住外国人

日本国内に住む人で、外国籍を持つ人(在日韓国朝鮮人など日本で生まれたものの外国籍を持つ人を含む)。

### 国際交流

人や情報(思想や文化などを含む)などが国を越えて行き交うこと。ただし、国内にいる外国人との交流も国際交流に含まれる。狭義では、国際協力や在住外国人への支援協力を除くが、広義では、それらを含めて使われる。ここでは、広義の意味で使う。

### 国際協力

開発途上国やその人々に対する援助。開発援助。まれに、国際的な協力という文字通りの意味で使われるが、ここでは前者の意味で用いる。

### 国際貢献

国際社会の一員として、より良い秩序作りのために協力すること。開発途上国への援助等。「国際協力」と同義の言葉として使われることも多いが、国際協力が主に開発途上国への経済援助や技術協力、人材育成等を目的としているのに対し、国際貢献は途上国に限定されない国際社会全体を対象とし、また国際社会の平和と発展のための活動という意味合いも含まれるため、国際協力より広義な概念と考えられる。

### 地球市民

平和、環境、人権、貧困などの地球規模の課題を理解し、その解決に向けた実践を、日々の生活において、地域において、あるいは国を越えて行う人々。無駄なアイドリングを止める人も、地雷廃絶の運動を世界規模で展開する人も、地球市民である。もともと市民には、国政に参与する地位にある国民(=公民)という意味があり、それが「地球」とつながって、国家を超えて、「地球」という共同体の一員としてその在り方を決めるために行動する、という意味を持つようになった。

### 地球規模問題

環境、自然保護、貧困、人口、文化的多様性の確保など、地球規模での取組が必要な課題。

### 国際理解教育、国際理解

広狭意義があるが、ユネスコの1974年勧告「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」では次のとおり。

1. すべての段階、形態の教育に国際的側面と世界的側面を持たせること。
2. すべての民族とその文化、文明、価値及び生活様式(国内の民族及び他国民の文化を含む)を理解し尊重すること。
3. 諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることを認識すること。
4. 他の人々と交信する能力を高めること。
5. 権利を知るだけでなく、個人、社会集団及び国家にはそれぞれ相互に負うべき義務があることを知ること。
6. 国際的な連帯及び協力について理解すること。
7. ひとりひとりが、自分の属する社会、国家及び(民族、平和・軍縮、人権・人種差別、開発、人口、環境などの)世界全体の諸問題の解決に参加する用意を持つこと。

このうち、2や3(あるいは4を含めて)を国際理解教育として使う場合もある。ここではこれらすべてを含めた意味で用いる。「国際理解」は、2の異文化理解を中心に3から7までを含めた意で用いる。

### 開発教育

早急に克服を必要としている人類社会に共通な課題、つまり、低開発についてその様相と原因を理解し、地球社会構成国の相互依存性についての認識を深め、開発を進めていこうとする多くの努力や試みを知る、そして、開発のために積極的に参加しようという態度を養うことを狙いとする学校内外の教育活動(開発教育協議会の定義)。国際理解教育を広義に捉えた場合、開発教育はそれに含まれる。

### **NGO (Non-governmental organization)**

①狭義では、国際協力に関わる非政府組織。②広義では、国際的な活動又は国内における在住外国人との交流や共生を図る活動に関わる非政府組織。③さらに、単に非政府組織という意味で使われることもある。ここでは②の意味で用いる。

### **NPO (Non-profit Organization)**

民間非営利団体。実質的に NGO と同義である。NGO が国際的な活動をする団体に使われることが多いのに対し、国内で社会福祉など国内の公益を追求する活動をする非営利組織についていうことが多い。狭義では特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人を指す。

### **ボランティア**

ボランティアとは、「営利を目的とせず、自発的な意志に基づき不特定多数の利益のために行う市民による社会貢献活動」（「ボランティア活動ガイド」）とされている。

## 略語集

---

A E T	Assistant English Teacher 英語指導助手
A J E T (エーｼﾞェット)	The Association for Japan Exchange and Teaching Programme J E Tプログラム参加者の会 福島県のJ E Tプログラム参加者の会はFujet という。
A L T	Assistant Language Teacher 外国語指導助手
B . C .	British Columbia B C州(カナダの)ブリティッシュ・コロンビア州
C I Q	Customs Immigration Quarantine 税関・入国管理・検疫
C I R	Coordinator for International Relations 国際交流員
C L A I R (クレア)	Council of Local Authorities for International Relations (一財)自治体国際化協会
E F L	English as a Foreign Language 外国語としての英語
E S L	English as a Second Language 第二言語としての英語 EFLと同じ意
E T C	English Teachers' Consultant 英語指導主事
F I A	Fukushima International Association (公財)福島県国際交流協会
I U L A (ユーラ)	International Union Local of Authorities 国際地方自治体連合
J E T (ジェット)	Japan Exchange and Teaching Programme J E Tプログラム 語学指導等を行う外国青年招致事業 J E Tプログラム(上記参照)に参加する青年
J E T 青年	J E Tプログラム(上記参照)に参加する青年
J E T A A (ジェットエーエー)	The JET Programme Alumni Association J E Tプログラム同窓会
J E T R O (ジェトロ)	Japan External Trade Organization 日本貿易振興機構
J I C A (ジャイカ)	Japan International Cooperation Agency (独)国際協力機構
J I T C O (ジツコ)	Japan International Training Cooperation Organization (公財)国際研修協力機構
J N T O	Japan National Tourism Organization (独)国際観光振興機構(通称:日本政府観光局)
J O C V (J V)	Japan Overseas Cooperation Volunteers 青年海外協力隊
J T E	Japanese Teacher of English 日本人英語教員
M I C E (マイス)	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称
N G O	Nongovernmental Organization 非政府組織。国際協力活動を目的とする団体を指すことが多い。
S E A	Sports Exchange Advisor スポーツ国際交流員
T E F L (テフル)	Teaching English as a Foreign Language 外国語としての英語教授法(英語を母国語としない人々に対して英語を教授する資格のこと。大学での選択科目である。)
T E S L (テスル)	Teaching English as a Second Language 第二言語としての英語教授法(英語を第二言語とする人々に対して英語を教授する資格のこと。大学での選択科目である。)
T O E F L (トフル)	Testing of English as a Foreign Language 米国の大学・大学院で学ぶ外国人のための英語の学力テスト
T O E I C (トイック)	Test of English for International Communication 国際コミュニケーション英語能力テスト